

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の 第2期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領

平成23年10月27日
国立大学法人評価委員会決定

一部改正：平成24年11月7日

一部改正：平成25年 月 日

1. 概要

- ・ 中期目標期間終了時の評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- ・ 各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。
- ・ 各法人の自己点検・評価が着実に行われているかどうかを確認する。
- ・ 評価に当たっては、例えば、世界最高水準の教育研究の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等、地域や国際社会への貢献、教育研究の国内外連携を通じた実施等、法人の多様な役割に十分配慮する。また、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。
- ・ なお、別添1の「共通の観点」について、第2期中期目標期間における取組状況を評価する。

2. 実施方法

(1) 項目別評価

教育研究等の質の向上

ア. 大学評価・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）から、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況を評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、教育研究の特性を踏まえつつ、各法人の目的によっては、教育研究の成果が、世界的な高水準の達成や国際的な競争力の向上を目指す観点から、適正に評価するよう配慮する。
- ・ 学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度を評価し、その単位（対象

組織)は、第1期中期目標期間評価における現況分析の単位に準ずるものとし、別添2のとおりとする。

- 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の水準及び質の向上度の評価結果も勘案し、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」及び「その他の目標」(ただし、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「平成24年度補正予算(第1号)に関する目標」を除く)の項目(大学共同利用機関法人は、「共同利用等に関する目標」の項目を加える。)ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

評定
中期目標の達成状況が非常に優れている
中期目標の達成状況が良好である
中期目標の達成状況がおおむね良好である
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

イ. 評価委員会による検証

- 「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「平成24年度補正予算(第1号)に関する目標」については、~~その特性に配慮し、後述「ア。」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、機構が行う学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を参考にしつつ、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価(ウェイト付けを含む)の妥当性も含めて総合的に検証する。~~なお、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、機構が行う学部・研究科等の教育研究の水準及び質の向上度の評価結果を参考にしつつ検証を行う。
- 上記検証は、書面調査及びヒアリングを通じて行う。
- 適正な教育研究環境を保持する観点から、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織ごとに、別添3に示す方法により定員超過の状況を確認する。

ウ. 評価委員会による評定

- 機構による各法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- 附属病院及び附属学校に係る中期目標の達成状況は、イ.の検証を踏まえ、附属病院は別添4、附属学校は別添5にそれぞれ掲げる評価の共通観点に係る取組状況等も勘案し、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」の

項目ごとに、全体的な状況を指摘した上で、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。――

・「平成24年度補正予算（第1号）に関する目標」については、後述「ウ。」と同様の方法により評定を行う。

- ・ 各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織の定員超過の状況は、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。

業務運営・財務内容等の状況

ア．法人による自己点検・評価

- ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理等）」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、事業の実施状況を自己点検・評価し、実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

なお、項目内の各記載事項の重要性等を勘案してウェイト付けができる。

進捗状況	
中期計画を上回って実施している	()
中期計画を十分に実施している	()
中期計画を十分には実施していない	()
中期計画を実施していない	()

- ・ 平成27年度の実績報告書と第2期中期目標期間の実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

イ．評価委員会による検証

- ・ 「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価（ウェイト付けを含む）の妥当性も含めて総合的に検証する。
- ・ 上記検証は、書面審査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ．評価委員会による評定

- ・ イ．の検証を踏まえ、別添1の「共通の観点」に係る取組状況等も勘案し、項目ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定するとともに、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。

評定	判断基準（目安）
中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成状況が良好である	すべて 又は

中期目標の達成状況がおおむね良好である	又は の割合が9割以上
中期目標の達成状況が不十分である	又は の割合が9割未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

- 1 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（別添1の「共通の観点」に係る取組状況等を含む。）を勘案し、総合的に判断する。
- 2 各法人がウェイト付けした事項を勘案し、評価する。
- 3 学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうか、第2期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する。

（2）全体評価

- ・ 中期目標各項目の項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。
また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況について、各年度の進捗状況の確認も踏まえ記述する。

（3）法人への意見申立て機会の付与

- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- ・ 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、意見申立ての対象としない。

（4）評価結果の公表

- ・ 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

3．スケジュール

平成28年

6月30日まで 各法人が「平成27年度及び第2期中期目標期間の実績報告書」を提出

7～8月頃 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）

9～10月頃 平成27年度の業務実績に係る評価結果案に対する各法人からの意見申立て
平成27年度の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

平成29年

1～3月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て
機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出
評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

3～5月頃

評価結果の決定、各法人に通知・公表

4. その他

本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情や各年度終了時の評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。